

4 市民との協働

(1) 図書館における市民活動の推進

提言 12 ボランティアの受け入れやサポーターとの連携を深め、市民との協働を一層推進していく必要がある。

ア 協働について

横浜市では、平成 11 年 3 月に「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」（※1）を定め、市民活動と行政が協働にあたって6つの原則を尊重して進めることとしている。市民と図書館とが協働を進めるためには、図書館（職員）と市民が、将来の図書館像について話しあって共通認識をもち、その中で信頼関係を築くということが大切である。異なる立場の人、異なる意見の人がさまざまな意見を出し合い、豊かな発想を共有し市民力に頼るだけでなく図書館側が変わるという意識を持たなければ、協働の中味は膨らまない。

図書館界においては、図書館活動を支える市民と図書館が話し合い、共有する目的をまとめた「図書館の目指すもの」（米国図書館友の会連合会）がある。

※1（横浜コード）抜粋

(1) 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となる。

(2) 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分活かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

(3) 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

(4) 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）

相手の本質を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

(5) 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

(6) 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

イ ボランティア(※2)について

横浜市の図書館では、視覚障害者に対する朗読ボランティア制度を昭和 55 年から行っている。また、一部の地域図書館では、本の修理、読み聞かせ、おはなし会のボランティアを受け入れている。国内の図書館では、その他、配架・書架整理、外国語図書の整理、利用者用検索機の利用説明などにボランティアを導入している例がある。

ボランティアは、それぞれ自分の想いがあって活動をしている。その想いを汲み取って運営できる人材が欠かせない。ボランティア活動というのは、無償で行うもの、自分の好意で行うもの、と割り切られているが、受ける側はボランティアの活動を正当に評価する必要がある、ボランティアにとって活動しやすい環境づくりをしていくことが重要である。

ウ サポーター(※2)について

国内では、まだ定着していないが欧米の図書館には、図書館活動を支えるサポーターグループの存在がある。サポーターは寄付を集め、ロビー活動を行い、図書館の利用キャンペーン、あるいは大型の図書館や伝統のある図書館では館内案内を行ったりしている。横浜市においてもサポーターとの協働を横浜コードに沿って検討していく必要がある。

※2 図書館のボランティアには、いわゆる図書館サービスの補助を行うボランティアと、図書館業務には直接携わらないが図書館を支援するボランティアがある。ここでは便宜的に前者をボランティアと呼び、後者をサポーターと呼ぶことにする。

(2) 寄付による図書館支援の体制づくり

提言 13 市民自らが図書館の運営に参画しているという意識を持つためにも、寄付文化を育て、寄付の受け皿作りなどの仕組みを整備する必要がある。

図書館の運営を維持していくためには、安定した財政的な基盤が必要であるが、将来的には、図書館費の一定割合を図書館独自の財源で賄うことも必要となる。図書館サービスを楽しんでいる利用者はもちろんのこと、図書館活動の理解者である市民や企業・団体が独自財源の確保・維持に参画する方法があるが、利用者の参画を実現するためには、図書館を財政的に支援する仕組みが必要である。その仕組みとしては、支援財団や図書館のための基金の設立などが考えられる。

寄付を受けるためには、市民や企業・団体に向けた財務状況や経営方針、活動成果などの積極的な情報公開が欠かせない。こうした財政的な支援は、市民や企業・団体による図書館運営への自発的なコスト負担と考えられるものであり、今後の図書館財政を考えていくうえで欠かせない視点となる。

寄付文化が広く市民や関係団体の間に根付くためには、市民や企業・団体に対して、図書館への支援を顕彰する方法も必要である。具体的には、寄贈者・団体名の明示、図書館が行う各種催しへの優先参加、あるいは市の広告事業として既に先例のある、ネーミングライツなどが考えられる。

(3) 市民の意見が反映される仕組みづくり

提言 14 図書館への市民参画の機会が求められており、図書館長の諮問機関としての「図書館協議会」に限定することなく、市民代表による「図書館市民会議」など市民意見が反映、実現される仕組みづくりが必要である。

市民と協働し、支援を得るためには、図書館運営に市民の意見が活かせる仕組みが必要である。

市民の意見を活かし、市民との協働による図書館運営を進める具体的手法としては、「図書館協議会」を設置するほか、実質的な協働が得られるように、図書館と地域住民の間で意見交換や交流ができる場や機会を作っていくことが有効である。特に360万という人口を抱える本市においては、きめ細やかな運営が不可欠で、そのため市立図書館に一つの協議会だけでなく、地域図書館ごとに市民会議を設置することは協働の推進に必要と考えられる。

図書館協議会の細目については、条例で定めることになるが、その内容の検討を含めて、まず市民と図書館の意見交流の機会を継続的に持つことが、実効性のある図書館協議会の設置につながる。

〈参考〉

図書館法（昭和25・4・30 法律118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、

図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。